

令和4年度4回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和4年6月29日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 会議棟4階	全員協議会室

第4回定例会議事日程

1 日 時 令和4年6月29日(水)午前9時30分

2 場 所 八王子市役所 会議棟4階 全員協議会室

3 会議に付すべき事件

第1 第14号議案 (仮称)給食センター檜原用食缶の購入に関する議案の調製依頼について

第2 第15号議案 (仮称)給食センター檜原用PEN樹脂食器の購入に関する議案の調製依頼について

第3 第16号議案 令和4年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について

第4 第17号議案 八王子市立学校職員の処分の内申について

第5 第18号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について

第6 第19号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第7 第20号議案 八王子市学習支援委員の委嘱について

第8 第21号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱について

第9 第22号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

第10 第23号議案 八王子市こども科学館の開館時間及び臨時休館日の変更について

第11 請願第1号 「マスク着用が困難な子どもたちも安心して学校生活を送れるよう、最大限の配慮を求める請願」について

4 報告事項

- ・八王子市第五次特別支援教育推進計画の策定について (教育指導課)
- ・市立学校に係るいじめの重大事態の調査開始について (教育指導課)
- ・第2回「本のPOPコンテスト」の実施について (図書館課)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	柴 田 彩千子
委 員	川 島 弘 嗣
委 員	保 坂 暁 子

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	鳥 越 克 彦
教 職 員 課 長	山野井 寛 之
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍一郎
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 野 芳 崇
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	叶 清
こ ど も 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
教育指導課指導主事	志 村 亮 介

教育指導課指導主事	福島裕子
教育総務課課長補佐兼主査	長井優治
教育総務課主任	池上光
教育総務課主事	寺田美緒
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

只今より、令和4年度第4回定例会を開会いたします。

本日は、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても照明の一部消灯や職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、川島弘嗣委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席について、部長職及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項、第2回「本のPOPコンテスト」の実施については、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。

また、第14号議案、第15号議案及び第22号議案については、いまだ意思形成過程のため、また、第16号議案、第17号議案及び報告事項「市立学校に係るいじめの重大事態の調査開始について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第5 第18号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

鶴田生涯学習政策課長 では、第18号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について御説明いたします。

同審議会は、市民の生涯学習の振興を図るため設置された教育委員会の附属機関であり、平成19年7月から設置、発足しております。令和4年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものです。

同審議会の役割ですが、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の計画の立案や生涯学習に関する施策、事業評価などを調査・審議・答申いたします。また、昨年の生涯学習スポーツ部と図書館部の統合を踏まえ、今回の改選を機に、読書のまち八王子推進連絡会議を本審議会に統合し、読書活動推進施策に関する議論も包括的に協議してまいります。

今回提案します委員候補者につきましては、学校教育及び社会教育関係者より9名、学識経験者より4名、公募市民2名の合計15名で、現行より2名増員でございます。読書関係の議論についても十分に行える委員構成とするため、読書分野に見識のある候補者も5名含まれております。公募市民につきましては、コロナ禍で過去3年間の任期中、十分に参画ができなかった1名を決裁により再任とし、また、3名の応募の中から、論文と面接を経て、新たに1名の候補者を選出いたしました。家庭教育などの活動の中で、地域との関わりが深く、生涯学習や社会教育の普及に対する熱意や幅広い知識などを評価し、選出いたしました。

委員の構成につきましては、全15名のうち、9名、60%が新任となっており、また、任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

生涯学習審議会というのは、年間の開催回数はどのくらいあるのですか。

鶴田生涯学習政策課長 年間、およそ2ヵ月に1回のペースで、6回を審議としております。ただ、計画策定の前年度につきましては、回数を増やして集中的に審議を行うといった裁量で運営をしております。

伊東委員 ありがとうございました。

安間教育長 よろしゅうございますか。

他に御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。
只今、議題となっております第18号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第18号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　日程第6　第19号議案　八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

高野スポーツ振興課長　それでは、第19号議案　八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを御説明いたします。お手元にごございます議案関連資料の、八王子市スポーツ推進審議会委員候補者一覧を御覧ください。

なお、関連する法令等につきましては、裏面に記載させていただいております。必要に応じて御覧いただければと思います。

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置している附属機関であり、平成19年7月1日から設置しております。委員の任期は八王子市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により3年となっており、令和4年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものです。

本審議会ですが、審議会条例第2条により、スポーツ推進計画やスポーツの施設及び設備、スポーツ指導者の養成及び資質の向上並びにスポーツ団体の育成に関することなどについて、教育委員会の諮問に応じ調査・審議することが所掌事項となっております。

今回提案する委員構成につきましては、八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則第2条に則った形で審議会が所掌する職務を遂行するために必要な人材を選考し、スポーツ関係者より6名、障害者スポーツ関係者より2名、学校体育関係者より2名、学識経験者より2名、公募市民より2名の合計14名でございます。なお、公募市民につきましては、5名の方から応募があり、論文審査による第一次選考、面接による第二次選考を経まして2名の委員候補者を選考したところです。

最後に、委員の任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

柴田委員 いただきました資料の候補者一覧の14番の公募市民の方なのですが、講師とありますが、これは何の講師をされていらっしゃるのでしょうか。

高野スポーツ振興課長 こちらの講師の方なのですが、大学の非常勤講師をされております。

柴田委員 ありがとうございます。

伊東委員 公募市民の採用は、論文審査と面接とあるのですが、スポーツ推進審議会の論文のテーマというのは、どのようなテーマを出されているのか教えてください。

高野スポーツ振興課長 テーマついて、今、手持ち資料ないので、スポーツ振興に関する考え方についてを論文にしたように覚えております。申し訳ございません。

安間教育長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本案についての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第19号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第19号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第7 第20号議案 八王子市学習支援委員の委嘱についてを議題にいたします。

本案について、学習支援課から説明願います。

松井学習支援課長 それでは、第20号議案 八王子市学習支援委員の委嘱について御説明いたします。お手元の議案関連資料の、八王子市学習支援委員候補者一覧を御覧ください。

学習支援委員の職務としましては、市民に対する生涯学習活動の支援及び相談、余暇利用の支援、学習情報の収集及び提供、官公庁・学校及び生涯学習関係団体相互の連携に関する事、その他、生涯学習の振興に関する事でございます。

委員の任期は、八王子市学習支援委員に関する規則第4条の規定により3年となっており、令和4年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものでございます。

委員の選任についてですが、支援委員規則第3条の規定により、生涯学習分野で知識、技能、経験を有しており、生涯学習の振興に熱意がある者のうちから選任することとしております。今回御提案する委員候補につきましては、八王子市生涯学習プランに基づき、学習成果を活かし、市民がつながる生涯学習を推進するため幅広く人材を登用し、透明性及び信頼性の高い運営を行うことを目的に委員全員を公募したところ、16名の応募がございました。論文審査による第一次審査、面接による第二次審査を経まして、最終的に応募者全員の16名を候補者といたしました。

なお、今回委嘱いたします委員の任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日となっております。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、学習支援課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

柴田委員 八王子市の学習支援委員は、24人以内ということですが、16名の応募があったと今、説明を受けました。募集内容の広報については、どのように行っていますでしょうか。

松井学習支援課長 広報はちおうじ、それから市のホームページ等で周知したところでございます。

安間教育長 他に御質疑ございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りいたします。

只今、議題となっております第20号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第20号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第8 第21号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

叶文化財課長 それでは、第21号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。お手元の、第21号議案及び関連資料の八王子市博物館協議会委員候補者一覧を御覧ください。

この博物館協議会は、地方自治法第138条の4、第3項に基づき設置された教育委員会の附属機関であり、平成19年7月1日から設置しているものであります。

委員の任期は、八王子市博物館協議会条例第3条第2項の規定により3年となっており、令和4年6月30日をもって現委員の任期が満了となりますことから、こ

ここで新たに委員を委嘱するものです。

本協議会の役割ですが、こども科学館及び郷土資料館の管理運営について調査・協議し、教育委員会に対して御意見をいただくこととなっております。

協議会の委員候補者につきましては、八王子市博物館協議会条例施行規則第2条によりまして、学識経験者から6人以内、公募による市民から4人以内という形で選出する形になっております。今回提案いたします委員候補者につきましては、規則を踏まえ、協議会の所掌する職務を遂行するために必要な人材を選考し、学識経験者6名を候補者といたしました。なお、公募市民につきましては、12名の方から応募があり、論文審査による第一次選考、面接による第二次選考を経まして、4名の委員候補者を選考したところです。以上、合計10名を候補者といたしました。

ここで、新任の5名の方について簡潔に御説明申し上げたいと思います。

一覧表の4番、新藤さんでございます。新藤さんにつきましては、素粒子宇宙論が御専門で、国内の研究所やイタリア、ドイツで研究をされた後、2009年から工学院大学でニュートリノやダークマターの研究をされております。現在は、学部と大学院で自然科学、物理学、宇宙論の指導をされております。こども科学館に適切な指導をいただけるものと考えております。

続きまして、公募による市民の7番の大畑さんです。この方、20代の女性で、グラフィックデザイナー、イラストレーター、漫画家をされております。学生時代に八王子コンベンション協会に取材をしたことを通じまして八王子の魅力を対外的に発信したいということで活動されており、国際協会などにも所属され、とてもアクティブな方です。

8番の長田さんは、八王子で長らく家業として養蚕業を営んでおられます。本人も、養蚕やシルク加工等の技術をお持ちでいらっしゃいます。そうした技術を活かして、市内、市外の小学校で学習支援活動を続けておられます。そういった活動経験を踏まえて、御意見をいただけるものと思っております。

9番の菊池さんにつきましては、この方はさまざまな美術館、博物館、小学校、さまざまなところでワークショップを主催する事業を展開しておりまして、そういったさまざまな経験や知見を活かしていただきたいと思っております。

最後に10番の馬場さんは、法政大学名誉教授であり、歴史学・地域史で教鞭を

執られておりました。現在は、歴史文化研究所を主催しております。また、この方は、郷土資料館のヘビーユーザーでございまして、私も何回か資料室で資料をひもといておられる姿を拝見したことがございます。そういった知見等を、ユーザーの立場からも御提案いただけるものと考えております。

これら委員の皆様の任期につきましては令和4年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、文化財課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

博物館協議会から教育委員会に、色々な意見の提言があるということなのですが、これまで、どのような提言を博物館協議会からもらっているのか。分かる範囲で教えていただきたい。

叶文化財課長 これまでの経過ですが、主に1年間の活動報告、実績報告を通じ、展示物に対する考え方、リニューアル時には、こうした展示がふさわしいのではないかというような御提案を具体的にいただいたりしております。

伊東委員 特に運営面、例えば開館時間、そういったことに関しては、博物館協議会では審議はしないということですか。

叶文化財課長 所掌事務の中には、当然、こども科学館の運営ということで、時間という、内容にも関係あると思いますが、今のところ、そういった御提案を、会の中ではいただいておりません。

安間教育長 他にございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第21号議案については、提案のとおり決定するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第21号議案については、そのように決定することにいたしました。

志萱スポーツ担当部長 先ほど決定いただきました第19号議案に関連しまして御質問いただきました、スポーツ推進審議会委員の公募に当たっての小論文のテーマでございますが、「本市のスポーツ推進の在り方について」という、そういうテーマとしておりました。

以上でございます。

安間教育長 よろしゅうございますか。

伊東委員 ありがとうございます。

安間教育長 それでは、ここで生涯学習スポーツ部の皆様方に、もう一回念を押しておきたいのですが、この数か月、議論になっているのですけれども、市長部局との関連の話ですが、市民活動とどのような位置づけで教育委員会の事業があるのかということです。第18号議案から第21号議案で委嘱をされた委員さんの方々に、ぜひお願いしていただきたいのは、教育委員会が所管で行うものを承認してくれるための組織という位置づけだけではなくて、市民活動につながるような教育的な機関なのだと。そこを、ぜひお願いしたいのです。例えば、今、こども科学館の御質問が伊東委員からもありましたけれども、こういう出し物をやりますよ、こういうものを入れますよ、だからこれで良いですか、こういうのが良いですねと議論するだけではなくて、こども科学館の相手は子どもなのでしょうけれども、一般市民も、プラネタリウムなどをどのように活用しているのか。そういうような市民活動につながっていくようなご意見をいただく、そういう役割があるということ。スポーツの話にしても、体育館を修理するという話におさまらずに、ここでリーダーを育成したら、その人たちがどうやって市民の中に入って市民活動につながっていくのか。その視点を、ぜひ、生涯学習というものを、全体を通じてご提言いただきたい。この前も議論になったから申し上げましたけれども、スポーツ施策を教育委員会内部に八王子市が残しているという理由というのは、そこにある。単に体育館を貸館し

ます、スポーツのイベントをやりますと言うだけだったら、それはもう単なる事業としてやったら良い。教育的な意味合いがあるから、社会教育的な意味合いがあるから教育委員会が所管しているので、そこは、ぜひ部内で徹底した理念をしっかりと持っていていただきたい。要望しておきます。

安間教育長　それでは、日程第10 第23号議案 八王子市こども科学館の開館時間及び臨時休館日の変更についてを議題に供します。

本案について、こども科学館から説明願います。

飯塚こども科学館長　それでは、第23号議案 八王子市こども科学館の開館時間及び臨時休館日の変更について御説明をさせていただきます。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染者の減少に伴う開館時間の変更及び新型コロナウイルスワクチンの接種日の変更に伴う臨時休館日の変更についてでございますが、詳細につきましては第23号議案関連資料を御覧ください。

こども科学館の開館時間、臨時休館日につきましては、博物館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインなどに基づきまして、開館時間の変更や入館者数の制限など、新型コロナウイルス感染防止対策を実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は一時期に比べ大幅に減少しており、令和4年5月22日には、東京都が要請してしましたりバウンド警戒期間が終了いたしました。そして、5月23日付で、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が一部変更され、制限が緩和をされております。このことから、こども科学館においても、これまでの制限を緩和し、コロナ禍前の運営に戻すため、また平日の団体利用に対応するため、開館時間、臨時休館日等を変更したいと考えております。

2、変更日といたしましては、7月1日（金）から。

3、変更内容といたしましては、(1)の開館時間については土日祝日や八王子市立学校の長期休業期間においては、現在が午前9時30分から午後4時30分までで、午後0時30分から午後1時の間の30分間は一時期退館をいただいて、消毒や換気の時間に当ててまいりましたが、今後は、こども科学館条例施行規則どおり、午前10時から午後5時までと変更いたします。また、平日については、午前10

時から午後4時までとしていたところ、午前10時から午後5時までと変更いたします。ただし、こども科学館は5歳から11歳の小児を対象としたワクチン接種の会場となっておりますので、変更した開館時間のうち、ワクチン接種が一部実施される場合は、その時間で閉館をいたします。現在は、水曜日から金曜日に、午後4時からワクチン接種を実施しておりますので、午後4時で閉館をしております。また、平日に小・中学校、保育園、幼稚園などの団体利用がある場合は、多くの団体に利用していただきたいため、午前9時から開館をいたします。

(2)の臨時休館日については、現在、ワクチン接種が日曜日の午前10時30分から午後6時30分まで実施されているため、その日を臨時休館日としていますが、ワクチン接種日に変更となるということもあり、9月からは毎週土曜日となる予定です。今後も、接種状況、予約状況により、接種日、接種時間の変更が考えられるため、今後は午前、午後ともワクチン接種が実施される日を休館日にしたいと考えております。

次に、裏面を御覧ください。

(3)につきましては、直接議案に関わる部分ではございませんが、その他の変更といたしまして、入館の定員を160名から制限なしにする。プラネタリウムも定員を、76名から通常定員218名のうちの8割、174名といたします。

4の感染対策といたしましては、入館時における手指消毒、体温測定を引き続き実施し、また、館内の飲食はマスクを外すことから、体調維持のための水分補充を除き、これまで同様中止といたします。展示物等の消毒作業、換気も引き続き行いますが、夏休み前までに館内に抗菌コートを実施することから、プラネタリウム内の消毒は一部簡素化いたします。

5、周知方法ですが、市立小学校等の児童に配付する「7・8月催し物の御案内」チラシや市ホームページ、館内掲示物等で周知をいたします。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、こども科学館からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

ないようでありますので、私から1点。

原案賛成で、意見を、また述べさせていただきます。

これも、かなり以前から申し上げていることですが、こども科学館のプラネタリウムなどについて開館時間が、午前10時から午後5時までというのは、一般市民が、来られる時間ではないですよ。確かに、学校の子どもたちが授業で行く時間帯なのは良いのですが、子どもですら午前10時から午後5時は学校生活をしているわけで、こども科学館自体を誰のために開けているのか。やはり、もう、こういう時代ですから実態に合わせる必要があるのではないかと。以前にもお話ししましたが、少なくとも例えば、平日の夕方、仕事帰りにゆったりとした気分でプラネタリウムを見るような場を作るなど、工夫というのは絶対必要なのではないですか。子どもたちの放課後の居場所については、今、倉田課長が一生懸命頑張ってくれていますけれども、学校が終わってから、おうちの人たちが帰ってくるまでの間、例えば、こども科学館に行って色々なことをやったり、プラネタリウムを見てみたり、そのような使い方のほうが、私は、この施設、有効に使えるのではないかと思います。

今回は、この開館時間、臨時休館日の変更についての原案、これで私は賛成いたしますが、ぜひ、今の観点をもう一回考えていただいて、この、こども科学館の開館時間が果たしてニーズに合っているのかどうかというのを根本から検討していただきたいと要望しておきます。

よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第23号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第23号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、日程第 1 1 請願第 1 号 「マスク着用が困難な子どもたちも安心して学校生活を送れるよう最大限の配慮を求める請願」についてを議題に供します。

 まず、この請願について、教育指導課から説明願います。

北川統括指導主事 まず、請願の要件について御説明申し上げます。

 八王子市教育委員会請願処理規則第 2 条第 2 項に請願書の規定が示されております。本請願につきまして、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名が記載されておりますので、請願の要件を満たしておりますことを御報告いたします。

 なお、本日、傍聴者にお配りしている請願書の写しにつきましては、住所、連絡先、氏名を非表示としております。

 以上でございます。

安間教育長 まず、請願が要件を満たしているかどうかということは、よく分かりました。ただ、事務局のほうに確認しておきたいのですけれども、請願ですから、実現の可能性という視点が非常に重要だろうと思うのですよ。つまり、人の心をどうするのかということについては、働きかけるということはできるかもしれないけれども、変えてしまうことは絶対できないわけで、例えばマスク着用についても、これは一人ひとりの考え方で大分違うわけで、我々が人権上の配慮や、この暑い時にマスクはしなくても良いですよと呼びかけることは可能だ。つまり、請願の後段にあります「最大限の配慮」、これがどうなのかということに焦点を絞るといって、そういう整理をさせていただいてよろしいですね。

 そうすると、これまで教育委員会が取り組んできた子どもたちへの指導というのが、この最大限の配慮に当たるのかどうか。もしくは、この請願が、これまでやってきたこと以上の取組、これを求めるものなのか。そういうものが視点となって御協議いただくことになるのではないかと思います。そのような確認でよろしいですか。

北川統括指導主事 はい、そのような捉えでございます。

安間教育長 ありがとうございます。

 それでは、なお、本請願につきましては、請願者から本請願の事情について陳述

を希望する旨の申出がございます。八王子市教育委員会請願処理規則第6条第1項の規定に基づきまして、請願者に請願の事情について陳述の機会を許可することについてお諮りをいたします。

請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可します。

〔請願者入室〕

安間教育長 お疲れさまです。それでは、請願の事情について、請願者は5分程度で簡潔に陳述をお願いいたします。

請願者 いつも子どもたちのために御尽力いただき、ありがとうございます。

地球っこクラブ、八王子市の給食をオーガニックにする会、2つの会を代表して、請願趣旨の説明を行います。よろしくをお願いいたします。

私たちは、乳児、未就学児、小・中・高・大学生の子を持つ母親を中心に活動しています。この請願は、4月からマスク不要の通常の学校生活に戻ることを期待していましたが、その心配がなく、このまま熱中症が心配される季節に突入してしまうことに危機感を覚え、5月13日に提出いたしました。5月末には暑さが厳しくなり、その後、梅雨に入り、そして梅雨が明け、先週末から猛烈な暑さに見舞われています。この間、請願提出後、教育委員会から二度にわたり保護者宛の手紙が出されました。1通目は、5月26日に、「基本的な感染症対策におけるマスクの着用の考え方と人権への配慮について」というタイトルで、熱中症対策が優先されること、マスクの着用に関して差別や偏見が生まれないように指導すること等が記載されたものでした。2通目は6月に入ってから、保護者、地域の皆様へ、「夏季における児童・生徒のマスク着用について」というタイトルで、熱中症対策としてマスクを外すよう指導する場面についての例示したものが配付されました。

請願を提出後の様子を多くの保護者から聞いておりますと、先生は外しているが、子どもたちは外せない、登下校中もおしゃべりがしたいから外さない、マスクは服を着ているような感覚なので恥ずかしくて外せないという状況です。近隣の小・中

学校への登下校をしている子どもたちを見ても、連日の猛暑にもかかわらず、8割から9割の子どもが今でもマスクをしています。ほとんどの子どもたちがマスクを外せていないのが現状です。熱中症は、暑いところにいる時だけ起きるわけではありません。帰宅後、涼しい部屋で倒れることもあり、共働きの家庭の子どもたちは、猛暑の中、帰宅後に倒れても誰にも気づいてもらえません。登下校中にマスクをつけるということは、そういったリスクもあります。

さきにお伝えしたとおり、教育委員会からの2通目のお手紙には、マスク着用が不要な場面の例として、登下校中を含めておきながら、登下校中の子どもがマスクしないでおしゃべりしていたら、離れるように声をかけてくださいといった内容が記され、矛盾しています。地域全体がマスク警察のようになってしまう危険があり、さらに、子どもたちは、マスクを外すことに強く抵抗を感じています。これでは、子どもたちは常に監視されていると感じ、心理的に相当追い詰められるのではないのでしょうか。

文科省に問合せしたところ、マスクをしていない子に声がけなどの注意をすることは一律と言っていない。離れてという声かけはしてはいけないとの回答をいただきました。この点については、ぜひ、この場で教育委員会の見解をお伺いしたいです。よろしく願いいたします。

全国では、子どもたちの心身の健康を考慮して、校舎内であっても手洗い・うがいをすることでマスクをしない学校も出てきています。子どもたちは、マスクを外すことに対して強い不安を感じています。それは、コロナが怖いというだけではなく、保護者や先生、友達、地域の方から常に監視され、マスクを外せば怒られる、いじめられるなどという恐怖から来ていることも多いのが現実です。子どもたちを熱中症やいじめから守るためにも、安心してマスクを外せる状況を作ることが私たち大人の役割だと考えています。そして、マスクを外しているのではなく、マスクを外して良いという声かけも必要です。つける時は強制され、外す時は御自由にということで、子どもたちは、もう、とても外しにくい状況になっています。八王子市においても、子どもたちの心身の健康を考慮して、校舎内であっても手洗いやうがいをすることで、みんながマスクを外せる環境を作っていけるようにしてください。また、マスクを外すことが怖いという子どもには、なぜ怖いのかなど、一人ひ

とりに寄り添った対応が必要なほど深刻な状況になっています。なぜなら、怖い理由は、それぞれであって、不安が取り除かれない限り、安心して外すことはできないからです。

請願者 先日、学校公開に行きましたが、クーラーがついているとは思えないほど教室が暑く、先生の話でもクーラーは効きにくいとおっしゃっていました。あの暑さの中、一日中マスクをして授業を受けることは、教室内であっても熱中症のリスクは高いと感じました。コロナのリスクより、熱中症のリスクのほうが高いのではないのでしょうか。命を落とすリスクも、コロナより熱中症のほうが高いのではないのでしょうか。そういったことを踏まえて、屋外ではマスクを外す、室内であっても熱中症になるリスクを子どもたちに説明し、暑い、苦しいと感じたらマスクを外してくださいという指導を積極的に行ってください。また、マスクをつけたくない、つけられない子どもたちに対して、差別や偏見、圧力が生まれないように、つけたくない時には外すことに問題はないという指導をしてください。今も、感染症対策に関する行き過ぎたオリジナルルールがある学校があり、マスクを外したくても外せない子どもたちがいます。教育委員会として、行き過ぎたルールの確認やマスク着用の有無による差別を生まないような注意喚起を校長会などで共有し、先生や子どもの保護者や学校関係者を含め、周知してください。

また、幼稚園では、子ども同士の距離や会話の有無にかかわらず、基本的に子どもがマスクを着用するようには言われていません。私の子どもは、現在、年長ですが、一人ひとりに寄り添った対応をしてくれている幼稚園である場合、現在の対応と、一律のルールを子どもたちに課す小学校に入ってからとの大きな乖離を感じ、とても不安です。成長期の子どもの呼吸はとても大切です。鼻と口をマスクで覆ったまま、お友達や先生と自由に会話をすることもできない現在の環境で過ごさせたくはありません。子どもたちの健全な成長に必要な環境と感染症対策の在り方を、教育委員の皆様で、ぜひ考えていただきたいと願っております。

以上で趣旨説明を終わります。どうもありがとうございました。

安間教育長 ありがとうございました。

まず、教育委員の皆様から、請願者へ、何か御質問、御質疑等はございますか。

保坂委員 私は小児科医ですが、国内外の多くの医師や研究者から、マスクの常用で

呼吸が浅くなり、脳の酸欠状態が云々とありますけれども、私の不勉強のためかもしれませんが、そのようなはっきりした論文なりデータなりを確認できていないので、どこの、どのような方が、どこにその発表しているか、もし分かったら教えてください。

安間教育長　いかがでしょうか。

請願者　すみません、もう一度、最初のほうが聞き取れなかったのでお話しただいでよろしいでしょうか。

保坂委員　脳の酸欠状態や云々という記載がございますが、どこの、どのような方が、どこに、そのデータを発表されているのか、教えていただきたいと思います。

安間教育長　お願いします。

請願者　名前まで覚えていないので、分かり次第、また教育委員会のほうにお伝えしたいと思うのですが、ドイツの神経学者の方が、結構初期のほうから、こういうことを発表されていたというのを私は見えています。論文が、どこまで正確なのか、調べていないのですが、その方の名前などを、また改めて調べ直してお伝えしたいと思います。

安間教育長　確認ですが、協会が言っているのではなくて、ある方が言っているということですね。

請願者　そうです。

保坂委員　色々な方が、色々なことを主張されていると思いますので、そういうことの一例かとは思いますが。

あと、日本医師会が、子どものマスク着用は心肺機能の負担が大きいことから慎重にという記載もありますけれども、これは、多分、日本医師会の会長の記者会見の内容だと思います。この記者会見の内容を私は確認させていただきましたけれども、乳幼児・児童のマスクの着用は慎重にということはおっしゃっていますけれども、心肺機能への負担ということに関しては、もう少し、この時期というのはオミクロンが広がったので、2歳以上の未就学児にもマスクをとという話が出た時期で、乳幼児に対しては、活動量も多いし、心肺機能の負担もあるので、一律には勧めないほうが良いということ、東京都医師会の理事の小児科医が話をしたのを引用したのであって、正確ではないと思うのです。日本医師会がマスクは心肺機能の負

担が大きいと発言したと理解できるような文面になってはいますが、それは違うのかと思います。

安間教育長 請願者の方、御発言ございますか。よろしいですか。

請願者 まずは、医師会の見解などもあると思うのですが、実際、私たち、公園で子どもたちを見ていて、走り回っている子どもたちがマスクを外せない状態でせいぜい倒れている、倒れているというか、つらそうにしている姿をよく見ているので、医師会がどうというのも、とても重要だと思うのです、科学的に根拠があることだと思うので。ただ、実際母親として公園や小学校の見学などに行って、子どもたちが苦しがり、マスクを外せない状況にいるということを考えると、それは科学的根拠のほうが大事なのか、それとも本当に子どもの命のほうが大事なのか、その辺りを考慮して、今回の請願に関して御検討いただければという気持ちではあります。

安間教育長 よろしいですか。

保坂委員 はっきりしないことは記載しないほうが受け入れてもらいやすいのではないかと思います。私は、これを見ると、少し躊躇してしまうのですよね。

安間教育長 ありがとうございます。

いずれにせよ、どこかの誰かがこう言ってるという、その部分をというのではなくて、皆様方の思いがこうなのだという理解でよろしいですね。そうすると、公園で遊んでいてマスクを外さない子どもがいる時に、教育委員会は、具体的に何をすれば良いとお考えですか。

請願者 まず1つとして、学校の中でも、まず外せない状況というのは、お友達の目もあるという話も聞いているので、やはり、公園に行って、お友達と遊んでいるというところで、気になってマスクが外せない。なので、長い一日のうちの長い時間を過ごす学校の中で安心して外せる環境ができるのであれば。

安間教育長 つまり、何をすれば良いのですか。

請願者 教育委員会としてお願いしていることですか。先ほど趣旨説明の中で、請願の中に入っていた内容で、子どもたち、外せない子どもたちの中には、理由はみんなそれぞれだと思うので、一人ひとりに話を聞いて、外せるような状況にしてほしいなという気持ちと、あと、外しても良いよではなくて、この状況危ないので外してというようなお願いというか、言い方をしていただきたいというのがあります。

安間教育長 なるほど。つまり、例えば学校が、授業が始まる時に、ちゃんと前を向いて起立、礼をしますよね。それと同じように、マスクを外すようにという強い指導を教育者はすべきだと、そのようにお考えだという理解でよろしいですか。

請願者 外せない子は、やはり外せない理由があるので、やはり時間をかけてやらなくてはいけないと思うのですけれども、外せない大きな理由に、マスクを外したらしゃべってはいけないというルールがあるので、今の、この登下校中もそうなのですが、しゃべったら、やはり注意されてきたのですね、この2年以上。苦しいから外したいと言ったら、この事例にも挙げていますけれども、感染率が上がるよと言われたり、苦しいのに外せないという状況があるので。

安間教育長 分かりました。ということは、例えば今の例で言うならば、具体的に言うと、学校の先生が、子どもたちに、マスクを外してもしゃべっても良いですよと指導すると、そういうことですね。

請願者 そうですね。しゃべって問題ないよということで。

安間教育長 分かりました。それで結構です。

他に御意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御質疑はないようでございますので、請願者の方々、ありがとうございました。御退席ください。

〔請願者退室〕

安間教育長 それでは、請願事項について、教育指導課から説明をお願いいたします。

北川統括指導主事 只今の請願事項について、整理をさせていただきます。

本請願の趣旨は、マスク着用が困難な子どもたちも安心して学校生活を送れるよう最大限の配慮を求めることを請願されているものです。

請願内容への対応状況について説明します。

まず、本請願は、熱中症が心配な季節になり、子どもが自主的にマスクをしたり外したりに任せるのではなく、体育や部活動、登下校時などはマスクを外すよう先生から子どもたちへの積極的な指導をすること。子どもの言動やマスクをつけないことへの差別や偏見、圧力が生まれないように、つけたくない時には外すことは問

題ないという指導を先生から子どもたちへすること。教育委員会として、学校の行き過ぎたルールの確認やマスク装着の有無による差別を生まないような注意喚起を校長会などで共有して、先生や子ども、保護者への周知をすること。教育委員会から保護者宛に、マスクのできない子どもたちへの差別がないよう、理解と配慮を求めお手紙と各学校での保健だよりを発信することを求めています。

これに対する取組でございます。

令和4年5月26日に、市立学校全校に、「新型コロナウイルス感染症感染防止対策におけるマスクの着用の考え方と人権への配慮について」を通知しました。本通知の主な内容は、学校の基本方針として、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、教育活動を確実に実施すること。学校生活におけるマスクの着用が不要な場面、及びそれに際した留意事項として、熱中症予防とマスクの着用、登下校時、体育の授業、運動部活動、休み時間でのマスクの着用の考え方を示しました。具体的には、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、マスクを外すよう指導することを示しています。また、新型コロナウイルス感染症のマスク着用の有無に関する偏見や差別への指導については、さまざまな症状や障害があってマスクを着用したくても着用することができない人がいること。したがって、マスクを外していることに対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではないこと。さらに、今後の状況によっては、マスクを着用することに対する偏見や差別につながるような行為が起きることがないよう指導する必要があることを示しています。さらに、このことに併せて保護者向けの通知として、「八王子市立学校における新型コロナウイルス感染症の基本的な感染症対策におけるマスクの着用の考え方と人権への配慮について」を各学校に発出するとともに、各学校においては、印刷及び配付、学校ホームページへの掲載、一斉メールでの配信等を行いました。そのため、請願内容のうち、「最大の配慮」については実現できたと捉えております。

なお、本請願では、教育委員会としてマスクを外したら話してはいけないというような学校の行き過ぎたルールの確認や、マスク装着の有無による差別を生まないような注意喚起について、校長会などで共有することを求めています。毎月の定例校長会では、統括指導主事より、教育指導課説明事項に、新型コロナウイルス感

染症についての留意事項を挙げ、感染状況の報告、人権への配慮、熱中症の予防策を優先することなどを繰り返し説明しております。本件の内容についても、6月3日の中学校役員会及び6月7日の小学校校長会でも統括指導主事より周知したところ です。

説明を終わります。

安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

まずは、この本請願についての事務局に対する御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

今、北川統括指導主事からもお話がありましたように、本請願は、マスク着用が困難な子どもたちも安心して学校生活を送れるよう最大限の配慮を求めたいという、そういう御趣旨でございまして、このことについては、今、お伺いしたところ、既に本市教育委員会事務局からの通知を基に、各学校で、こうした指導を実施されているということでもありますので、このような状況から、請願者の方がお求めの内容については、既に教育委員会としての取組は実現しているのではないかと私は理解しております。

このマスク着用について、さまざまな考え方がある中で、学校教育におけるマスクの着用も含めた新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見への指導は、とても重要なものであると考えております。刻々と変化する社会の中で、差別や偏見の基となる児童・生徒の不安を解消するためにも、今後も引き続き、繰り返し正しい情報を得ること、悪い情報ばかりに影響を受けないこと、そして、差別的な言動に同調しないことなど、具体的な指導を繰り返し行っていただくとともに、教育活動全体を通じて、人権への理解、人権教育の推進を充実していただきたいと教育委員会事務局にはお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

安間教育長 他にございませんか。

保坂委員 コロナ禍になって、子どもたちはマスクの着用以外にも生活の制限を非常に受けて、おしゃべりもできない、食事をする時は話をしてはいけない。それから、

子どもというのはくっつき合って生活するのが当たり前。大人は1メートルぐらいが自然な社会的距離で、子どもは20～30センチが普通なのに、それができない。非常に限られた生活を強いられていて、心身の発達に非常に影響を受ける状態が続いていて、それに対して保護者の方も大変心を痛められているだろうと思います。ただ、マスクが感染予防になっている意味はかなり大きいもので、必要な時には、どうしてもやはりマスクをすることが求められるかと思います。けれども、感染がある程度コントロールできて、それから、感染予防に関して、あるいはどのような時に感染が起きやすくてということに関する知見も増えてきていますので、よりよい感染対策をしながら、子どもたちに制限のない学校生活を送れるようになるように、私たち教育委員も何かできることがあったら考えていきたいと思っています。

安間教育長 ありがとうございます。

他にごいませんか。

川島委員 御説明ありがとうございます。

私も、本請願につきましては、請願者の方が求めておられる内容については、八王子市の教育委員会としては既の実現しているのかなと理解しております。また、現在では、先ほど来話がありますが、熱中症という観点からもマスクを外す指導をしておりますけれども、そういう中でも、お子さんによっては、御家庭の事情で、例えば、同居する方に重症化するリスクのある方がいるので、マスクを逆にしたいというようなお話をするお子さんもいると聞いております。そういったお子さんに対しても、同様に、現在はしっかりと配慮していると私は考えております。各学校が、子どもの学びを止めないといった方針の下に、さまざまな工夫を凝らして、コロナ禍でありながら教育活動を実施していただいております。新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの生活に大きな影響を与え、不安や悩みを抱えている子どももいます。学校、保護者、地域が一体となって地域の子どもたちを見守っていくことが大切です。子どもたちの学びの場は、何も学校だけではありません。地域でも、積極的に子どもたちに声をかけながら、子どもたちが充実した生活を送れるよう、引き続き学校、保護者、また地域の連携を大切にしていきたいと考えています。

柴田委員 マスク着用に関する熱中症の対策、マスクに限らず、例えば、水分補給、こういった指導も含め、また人権教育の視点に立てば、より一層マスク着用に関する

るあらゆる差別がないように尽力していくという本教育委員会の姿勢というのは、まずはあるとは思っておりますし、これからも一層、取り組んでいくということで理解をしています。

保護者の方から見れば、このコロナ禍に入って、例えば学校の給食の時間も、ずっと黙食で、会話の楽しい時間ですのに、そういったものもなく、子どもらしさが喪失されているのではないかという、そういう懸念を持っていらっしゃると思います。例えば、公園での話もございましたけれども、そういった時には、顔を真っ赤にして遊んでいる子どもに対しては、保護者の方も「マスクを外して良いよ」とお声掛けをいただき、教育委員会と一体となって、一緒に協働して子どもたちの育ちを、良い育ちの環境を作っていけたらと思いますので、今後とも連携をして取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

安間教育長 一通り御意見をいただきましたので、私からも。

やはり、教育の役割というのは、自分が判断できるだけの材料をしっかりと与えること、そして判断できる能力を身につけること、これがやはり、私は学校教育の一番重要なことだろうと思います。今もお話がありましたが、例えば、このマスクの件にしても、マスクをしていることに対してもそうですし、マスクしてないことに対してもそうです。どちらにしろ、そのことによって人を非難するというのは差別に当たる。どちら側でもですね。そういった論理性や科学性、そういったものを指導していくというのが学校の役割だろうと思います。先ほど請願者の方もおっしゃいましたけれども、外させることを権限・権力によってやるのが学校教育ではなくて、どれが一番合理的なのか、何が一番科学的なのかを教えて、自分が判断できるようにする。その力をつけるのが、やはり学校教育なのだろうと改めて思います。そういった意味では、これまでも、このコロナ禍において、八王子市では、心配だからやらないと思考停止するのではなくて、何だったらできるのかということを中心に考えながら、学校教育を進めてきました。修学旅行にしる、宿泊の移動教室にせよ、八王子市は、こういう手だてと、こういう手だてを取りさえすれば行けるではないかということで行ったと。なるべく子どもたちの教育を途切らせないようにとやってきました。もちろん、中には、それでも、この時期に修学旅行に行くなんて

おかしいと言って我が子を休ませる保護者の方もいましたけれども、その際は、こちらは出席扱いにして、欠席にはしなかった。そのような配慮も、最大限してきたところです。一方で、うちの子を行かせたくないから修学旅行そのものを中止しなさいというような御意見というのは1件もなかったと理解しています。

今後も、子どもたちの将来のために、今できることを最大限やると、その姿勢で教育委員会は、ちゃんと進めていきたいと改めて感じたところでした。

それでは、御意見のほうは全委員からいただきましたけれども、この請願第1号については、今、本日ここで採決することにいたしたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。継続の審議というような御意見もないようでございますので、この場で採決することにいたします。

本請願について、採択することに同意される委員、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

安間教育長 挙手がございますので、請願第1号は不採択とさせていただくものと決定をいたしました。この結果について、事務局から請願者に通知するようお願いをいたします。

安間教育長 それでは、続きまして報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

島越特別支援・情報教育担当課長 それでは、八王子市第五次特別支援教育推進計画の策定について報告いたします。詳細につきまして、担当の中村課長補佐から御説明いたします。

中村教育指導課課長補佐兼主査 それでは、八王子市第五次特別支援教育推進計画の策定について御説明いたします。

本市では、特殊教育から特別支援計画へ移行することを踏まえまして、平成18年(2006年)10月に、最初の八王子市特別支援教育推進計画を策定いたしました。その後、特別支援学級への就学ニーズの増加や通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒への対応が複雑化していく中で、平成24年度(2012年度)から30年度(2018年度)にかけて、第二次から第四次計画を策定し、取り組んでまいりました。現在取り組んでおります第四次計画につきましては、

令和5年、2023年3月をもちまして計画期間が満了することから、その取組を検証し、今後、本市が目指す特別支援教育の方向性を示す第五次特別支援教育推進計画を策定いたします。

取組の、令和3年度(2021年度)までの検証結果につきましては、基本目標の成果と今後の課題としまして別紙資料にまとめましたので、御確認ください。

本計画の基本的な考え方は、東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画の重点施策でありますインクルーシブな教育の推進、医療的ケア児への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進の3点について、重点的に対応するものとし、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援を目指した具体的な施策と目標、そのための具体的な取組をお示しします。

また、計画の策定に当たりましては、策定会議を立ち上げまして、本年8月から全6回の会議開催を予定しております。12月には、計画素案のパブリックコメントを実施しまして、その内容を反映して、年度内に計画を完成して、令和5年度(2023年度)4月からの計画開始を予定しております。

会議の委員につきましては、資料にありますとおり、学識経験者、医療・療育機関関係者、市立小・中学校長、都立特別支援学校長等の選任を予定しております。参加いただいた皆様からさまざまな御意見をいただきながら、本市の特別支援教育のさらなる充実を目指し、計画策定を進めてまいります。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、教育指導課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

これまでの成果研修をしていただいて、成果と課題というものを明らかにしていただきまして、とても良かったのではないかと思います。それを受けて、第五次の特別支援教育推進計画が作られるということになるわけですが、第五次の基本計画の基本的な考え方の中に、今後の課題で示された案件というようなものが、どのように反映されているのかということ、教えていただければと思います。

中村教育指導課課長補佐兼主査 すみません、今のお話は、この検証の結果を、どのような形で第五次の、こちらの計画のほうに反映させていくかという御質問だと思います。

うのですが、この結果を踏まえまして、今後、先ほども説明のほうでさせていただきましたとおり、策定概要のほうにも、今回の検証内容につきまして、委員の皆様にも、こちらの報告をさせていただきますまして、この課題をどのような形で反映させていくか協議の上、検討のほうを進めていきたいと考えております。

伊東委員　それで良いと思うのですがけれども、この基本的な考え方の中の、この三本の柱がありますけれども、この三本の柱は、これまでの課題を何か引き継ぐようなものというのがあるのかなのかという。あるいは、この、今、基本的な考え方3点ですがけれども、会議の中で課題が十分達成できていないようなことについては、また基本的な柱の中に、そういった課題の解決を図るような考え方を盛り込んでいくのかなのか。その辺りは、もし分かる範囲でお願いします。

鳥越特別支援・情報教育担当課長　こちらは東京都の第二次実施計画の中で変化への対応ということで載っているものでございます。もちろん、これ以外にも、今の、この第四次の計画の振り返りの中で課題もありますので、そういったものも盛り込んでいきたいなというふうに考えておりますので、これに限らず、出てきた課題については盛り込んでブラッシュアップしていきたいと考えております。

安間教育長　他にございましょうか。

柴田委員　御説明ありがとうございました。

基本目標のところ、切れ目のない支援体制を構築していくということで、在学中のみならず、社会参加までの切れ目のない支援体制ということですが、この社会参加というところについて、例えばどのような施策を施してきたのかということをお教えいただきたいです。

中村教育指導課課長補佐兼主査　今の御質問、どうしても、学校という枠の中で考えがちになってしまうのですが、そういった枠を離れても、一般の地域交流でも、こういった児童・生徒さんが、そういった特別支援教育という中で、それを意識してといいますか、それを受け入れる側にも理解を深めていただきまして、その中で、こちらの特別支援を進めていきたいと考えておりまして、そのような意図でございまして。

北川統括指導主事　例えば、学校で指導した計画や結果、保護者とのやり取り、専門機関とのやり取りをまとめた資料があります。具体的には、学校生活支援シートや

個別指導計画、就学支援シート、発達検査の記録と就学支援ファイル、こういったものがあるのですけれども、こういったものがきちんと小学校から中学、その後引き継がれるようにしているというところが1つです。さらに、今年度になって、4月26日に、それぞれの、こういった資料の取扱い、保存方法、引継ぎの方法を整理して、通知をして徹底を図っているところです。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 よろしゅうございますか。

保坂委員 幼少時から切れ目のない支援ということを第四次から引き続き第五次でも触れていただいただけということだと思っておりますけれども、特に就学前のお子さんの支援に関しては、具体的に、今、どのようなことを考えられているか。

鳥越特別支援・情報教育担当課長 就学前につきましては、なかなか教育委員会が直接行うということは難しいのですけれども、例えば、医療保険部で健診があります、乳幼児の健診がありましたり、あと、保育園、幼稚園での支援というのもございます。そういったところと連携を取りまして、そこでの支援の状況や、そういったものの情報の共有、保護者の同意を得た中での共有になりますけれども、そういったものを図りながら、継続した支援を、今行っているところです。こちらにつきましても、今後も、しっかりと進めていきたいと考えております。

北川統括指導主事 先ほどの具体的なのですけれども、就学支援シートというものを使っております。保・幼・小子育て連絡協議会が中心となり、教育委員会と子育て支援、関係部署が連携して、子どもたちの切れ目のない支援をしていくために生まれたツールです。この就学支援シートについても、研修を行い、活用について理解を深め、現状、活用が広がっているところでございます。今年度からは、さらに、この活用の質を高めるための取組を行っています。具体的には学校としてはどのような記載内容が園のほうから上がってくると良いのか、さらに小学校のほうで、それを活用したどんな支援体制を取ったら良いのか、教育指導課設置委員会の保幼小教育推進委員会を中心に議論しているところです。

安間教育長 他にございますか。

保坂委員 ありがとうございました。

安間教育長 他、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

同じ教育指導課ですよ。「キラキラまちしごと」で、特別支援が必要な子どもたちも、そこに入れて地域の企業に行き働いてもらって、何とか就職先を作る。これは、常々私申し上げているように、義務教育の最大の基盤となる目標というのは、4万人の子どもたち全員を、1人残らず納税者にすることなのだ。それが、我々にとっての最大ベーシックな基本目標なのだということは常々申し上げていますが、それども、そちらの進行状況はどうですか。

中村教育指導課課長補佐兼主査 いえ。

安間教育長 分断されているような気がしているのですよ。ここで、インクルーシブな教育の推進、特別支援教育と言いながら、その事業については、誰が分かっているのか、どうなのかという、そういう状態ですね。特別支援教育を受けさせている保護者の思いというものに、もっと我々は真摯に向き合わなければいけない。あまりいいかげんに、いいかげんと否定をしているわけではないけれども、もう少し心底受け止めて、どのような思いで保護者の人たちが我が子の幸せを願っているのかという思いを、真摯になった施策というのを考えていかなければいけないと私は思いますよ。

この策定についての基本的な考え方、これはざっくり書いてあるから非常にやりやすいのだろうけれども、別紙にある、今後の課題、先ほど伊東委員からもお話がありましたけれども、ここに非常に具体的に載っているわけだから、これを解決していくことが、やはり、私は、そういった思いも育つことだろうし、特別支援教育を受けている子どもたちは、八王子市民なのです。八王子市民の幸せを願うために、この八王子市役所はあるわけですから、ぜひ、本腰を入れて取り組んでいただきたい。この第五次の特別支援教育推進計画が、今後、具体的に市民の幸せにつながるようなものになるように、大いに期待をしています。と同時に、部長にも、今が悪いと言っているのではないですよ、今悪いと言っているのではないけれども、やはり特別支援教育と情報教育をくっつけているのは課長だってやりにくいでしょう。何か、質が違うものを1つの課にしていることに私、何か課題をすごく感じるのです。GIGAスクールを進めながら、特別支援を進めるのは何か、やはり少しね。ある程度方向性が一緒のようなもので一緒にしてあげたほうが、私はやりやす

いと思いますので、課題だと思って受け止めてください。

よろしゅうございますか。

それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

以上で、公開の審議を終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方々、御退席をお願いしたいと思います。

再開は10時55分とさせていただきます。